

# 大学設置基準等における教育課程等の特例制度について



# 大学設置基準等改正の主な具体的内容

## 一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

## 二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

## 三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定に当たり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

## 四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

## 五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

## 六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

## 七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

## 八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

## 九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
  - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
  - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
  - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
  - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

# 教育課程等に係る特例制度について

考え方： 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合  
かつ

②以下を行う大学であること

- － 当該先導的な取組を行う
- － 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- － 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

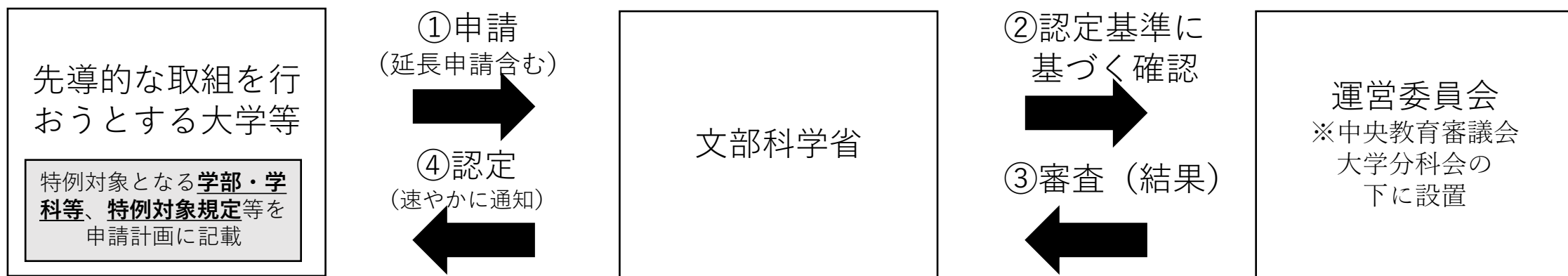
「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、  
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、  
第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、  
第41条第3項（学部等関係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、  
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、第52条第2項・第54条第1項・  
第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

# 教育課程等に係る特例制度の申請・認定スキーム（イメージ）

- ・ 教育課程等に係る特例制度の活用を希望する大学の学長は、文部科学省へ申請。
- ・ 大学は、申請書に申請計画書その他別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等<sup>注</sup>）を添えて申請し、運営委員会（中央教育審議会大学分科会教育課程等特例制度運営委員会）において認定基準（※次ページ参照）に基づく確認・審査が行われ、その結果を踏まえて、文部科学大臣が認定。

注：インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能



# 教育課程等に係る特例制度の認定基準について

- ・ 認定基準は機関としての要件と先導的な取組に係る要件で構成。後者に関し、先導的な取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記。

## 【認定基準】

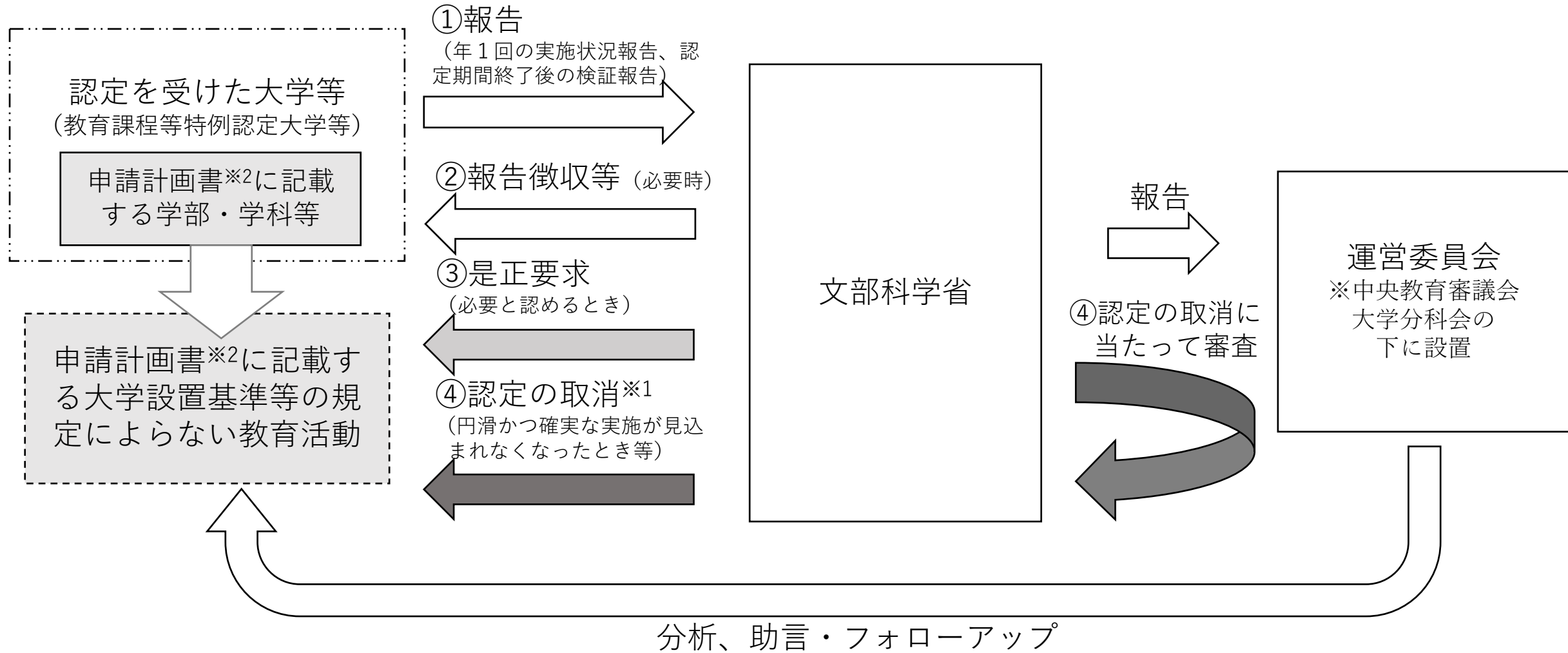
### 機関としての要件

- ・ 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・ 申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・ 申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
  - － 法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
  - － 財政状況が健全でなくなったこと
  - － 上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

### 先導的な取組に係る要件

- ・ 申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
  - － 申請目的
  - － 先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
  - － 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
  - － 先導的な教育の実施内容
  - － 先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
  - － 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
  - － 実施予定期間
  - － 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

# 認定後のスキーム（イメージ）

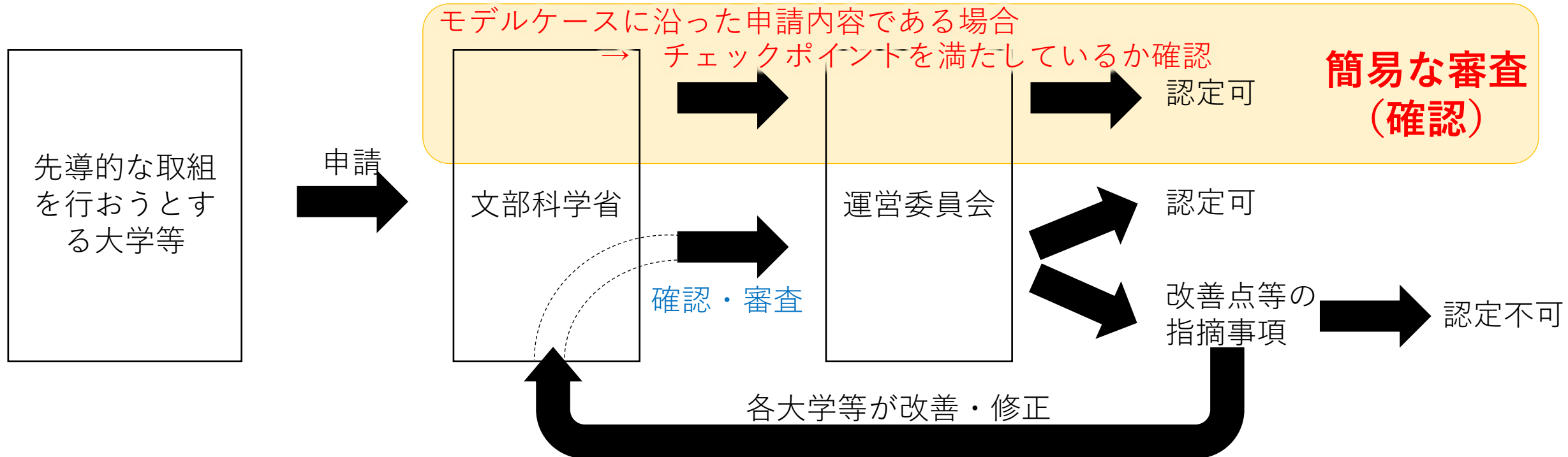


※1 認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能

※2 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。

# 先導的な取組に係る審査の進め方について

- ・ 遠隔授業を活用した先導的な取組など、一定のモデルケースをあらかじめ示し、それに沿った申請については、より簡易な審査（確認）により認定を行う。
- ・ モデルケース以外についても、型にとらわれない、各大学等の創意工夫による多様で先導的な取組を対象に審査を行い、認定の可否を判断する。



# モデルケース①

## モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】

(特例対象規定：遠隔授業の60単位上限)

(想定される取組の一例)

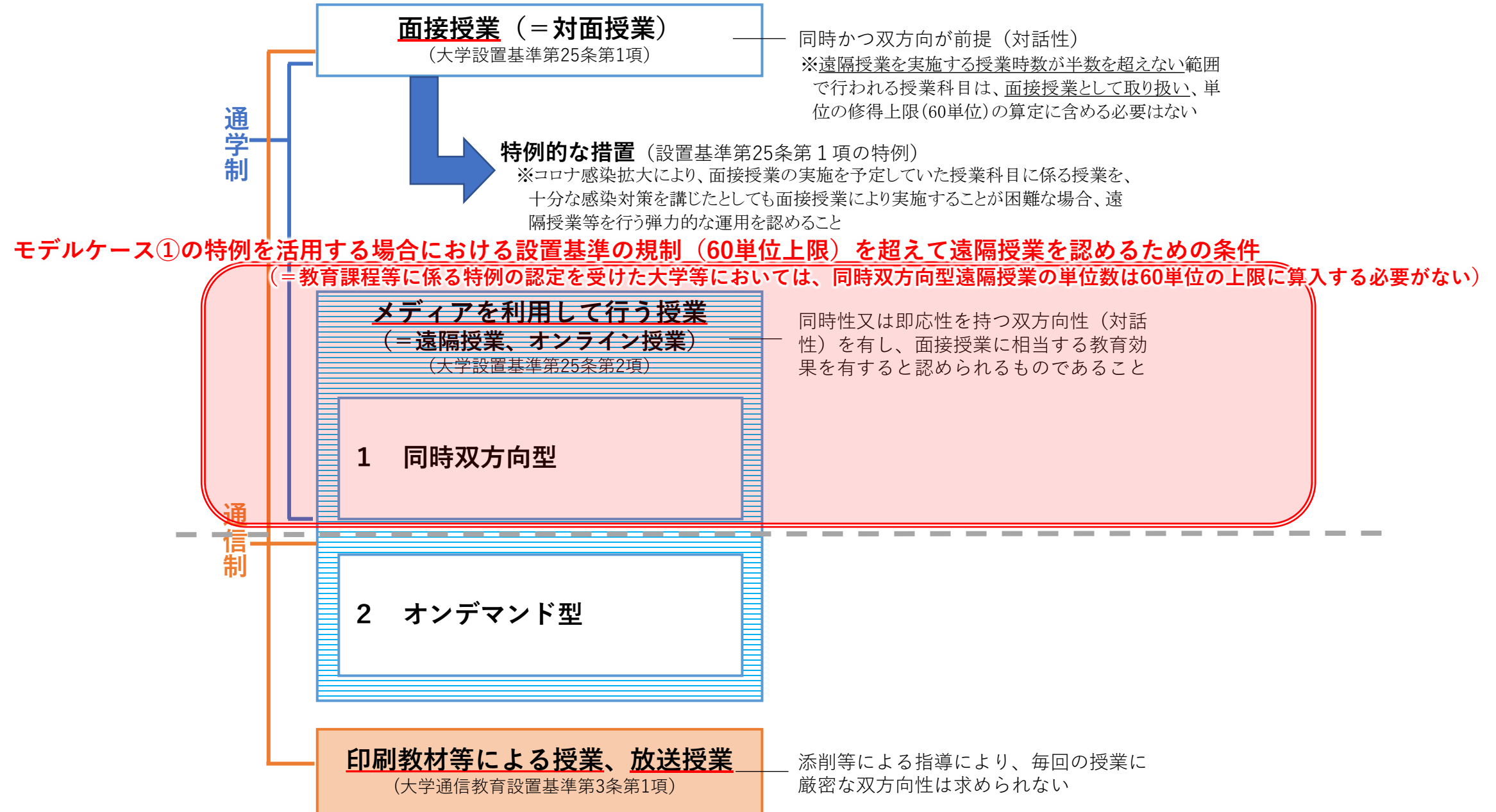
- ▶ 地方での社会課題解決に向け、課題の異なる日本国内の複数地域でのフィールドワークを通じた実践的な教育活動を行うとともに、多様性のある国際的視野の獲得に向け、長期海外留学中に現地での社会体験活動やフィールドワークなどを行いながら、4年間を通して、国際性と地域性を基盤とした課題発見力・解決力を持った人材を養成する。
- ▶ その際、一定期間ごとに、
  - ①学生同士が、様々な滞在国や地域から、同時双方向型のオンラインで参加する、自らの体験・実践について発表・協議を行う演習
  - ②それを踏まえた各地でのフィールドワーク等の実践のルーティンを繰り返しつつ、大学のメインキャンパスで行われる講義等の授業も、同時双方向型のオンラインで受講するために、遠隔授業について60単位を超えて卒業に必要な修得単位として認める。

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。(上記取組例は一例であり、方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わない)
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定(遠隔授業の60単位上限)の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。



# (参考) 授業方法と対話性の関係 (イメージ)



# モデルケース②

## モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携】

(特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則)

- 各大学の強みを生かし、相互補完の理念の下、学生の幅広い学修の選択に資するよう、文理や一般・専門教育を問わず質の高い多様な教育環境（オンラインも含む）を提供することにより、課題発見・解決力を持った人材を養成する。
- その際、大学等連携推進法人・複数大学設置法人の枠組みによらず、連携大学の授業科目を連携開設科目と位置付け、一定条件（協議会の設置など）の下、その単位を卒業要件となる修得単位数に算入することを可能とする。※連携開設科目に係る30単位上限の規定の適用は受ける

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。
- ☑ 「学生に対する適切な配慮のための具体的な措置」として、
  - ① 教学管理に関して、連携大学間の協議会の設置、連携協定の締結など継続的な連携を確保するための措置
  - ② 連携協定の中に既入学生に対する連携開設科目の継続開設について盛り込むなど、連携開設科目を前提に入学した学生が、連携関係の解消による当該科目の中止等により不利益を受けないための具体的な措置について、申請計画書において示されていること。
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定（授業科目の自ら開設の原則）の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

# 先導的な取組の構想イメージ

※以下はあくまで例示であり、各大学等の創意工夫による多種多様な先導的な取組が対象となる

## グローバル人材育成

ミネルバ大学のように海外展開は難しいけれど、国際的視野を育みつつ、既存の国内サテライト施設なども活用して、国内の複数地域を周りながら、同様の取組ができないか…

「遠隔授業の60単位上限」の緩和

## モデルケース①

【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】  
に沿って構想

## 成長分野の人材育成

これまでの大学コンソーシアムでの実績を土台に、データサイエンスなど成長分野に強みを持つ大学との教育課程レベルでの大学間連携ができないか…

「授業科目の自ら開設の原則」の緩和

…大学間連携による授業科目の連携開設

## モデルケース②

【学修の多様化・深化×大学間連携の取組】  
に沿って構想

## 地方創生

複数大学と連携して、「関係人口」の増加も見据え、いわば国内交換留学のような取組ができないか…

「授業科目の自ら開設の原則」の緩和

…大学間連携による授業科目の連携開設

「遠隔授業の60単位上限」の緩和

## モデルケース①

【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】

## モデルケース②

【学修の多様化・深化×大学間連携の取組】

に沿って構想

# 今後のスケジュール

令和4年11月16日

説明会（オンライン）の開催

30日

意向調査の実施（～令和5年1月31日）

12月28日

申請の一次締切

令和5年 1月

一次締切後の申請状況（申請大学等・取組概要など）の公表

1月～

審査・確認（申請書類の確認・補正等）

↓

運営委員会（審査）

↓

第1弾の認定

↓

↓

↓

各大学で学生募集・PR活動

↓

学生入学

<早ければ3月>

3月31日

申請の二次締切

令和6年 4月 ～

# 意向調査について

## 1. 趣旨

大学等に対し、「教育課程等に係る特例制度」への申請希望を含めた意向を把握することにより、今後の審査体制の整備その他の制度運用全般に生かすことを目的とする。

## 2. 時期

令和4年11月30日から令和5年1月31日まで

## 3. 実施方法

- ・対象機関は、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学を含む。）及び高等専門学校（関係団体にも案内）
- ・Webアンケートにより実施

## 4. 実施内容

- ・特例制度への申請意向（今年度申請予定／来年度以降2～3年のうちに申請を検討／今後検討（時期未定）／なし）
- ・【意向がある場合】活用を希望する特例対象規定、今回提示したモデルケースに沿った申請かどうか
- ・【意向がない場合】その理由（内部検討が必要／様子をみたい／申請手続等が煩雑・面倒／制度が分かりづらい／活用する必要性を感じない／その他）
- ・その他本特例制度に関する要望等